

令和6年4月16日

戸田市長 菅原 文仁

プロポーザル方式業者選定説明書

下記契約の業者選定をプロポーザル方式により実施しますので、このプロポーザル方式業者選定（以下「選定」という。）に参加する意向がありましたら、下記により必要書類を作成し、提出してください。なお、選定への参加に当たっては、必ず、選定に係る告示又は指名通知書を確認し、内容を熟知の上、行ってください。

また、選定の参加に必要な書類については、この説明書の末尾に記載してある本市ホームページの契約を所管する課のページから所定の様式を取得してください。

記

1 契約の名称、履行期限等

- (1) 名称 とだの保育の質・魅力向上プロジェクト業務委託
- (2) 場所 戸田市役所及び戸田市が指定する場所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 支出限度額 金14,085,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
〔うち令和6年度 金7,005,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）〕
〔うち令和7年度 金7,080,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）〕

2 契約の内容

(1) 目的

保育士不足が深刻化する中、「安心して、預けられ、働ける保育園」を目指すためには、保育士の確保と定着化を図るとともに、保育の質や魅力等の向上が必要不可欠である。「とだの保育」の全体的な底上げを図るため、市内保育関係者・学識経験者・事業者・行政等が一体となり、「保育の質・魅力向上」、「保育士確保・定着化」及び「保育士の労働環境改善」等の課題を協議するプラットフォームを立ち上げ、アクションプランを策定する。このプランに基づき、課題解決のために実効性のある新規事業等を展開していくことを目的とする。

(2) 概要

本業務は、国の少子化対策や市内の保育政策の課題等を分析の上、保育の様々な課題に対する市独自の緊急対策として「戸田市 保育政策 緊急アクションプラン（仮称）」の策定支援を行う。また、令和6年度から産学官協働による「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト」を開始し、市内保育関係者・学識経験者・事業者・行政等による市独自の保育の質と魅力の向上のための協議支援のほか、この協議の過程で検討された事業の実施支援等を行う。なお、行政とともに市内保育関係者が、主体的かつ自律的に魅力ある保育の職場づくり等を実施していく意識醸成も図れるよう進めていくものとする。

(3) 成果物

国の少子化対策及び戸田市の保育に係る課題の整理・分析の結果報告書
保育の質及び魅力の向上に係る他の自治体の取組事例調査の結果報告書
事業中間報告書
事業最終報告書

詳細については、別紙「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト業務委託仕様書」のとおり。

3 参加表明書の提出方法及び選定基準

(1) 参加表明書の提出

期 間 令和6年4月16日 午前8時30分から
 令和6年4月30日 午後5時00分まで

場 所 戸田市 こども健やか部 保育幼稚園課 保育政策担当
 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

方 法 郵送又は持参 所定の様式にて期間内必着

(2) 選定基準

参加表明書が提出された後、当該提出者の中から提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）を選定します。要請者の選定方法については、以下に記載の提案書の提出者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）の要件を満たした者を要請者として選定します。また、要請者を選定するための選定項目、選定内容、提出資料及び配点は次のとおりです。

ア 選定基準 次に定める選定項目における得点の合計が 4 点以上の者

イ 選定項目等（配点10点）

選定項目	選定内容	提出資料	配点	得点
企業の類似契約の実績	過去10年間に国・地方公共団体発注契約において、類似（注釈）の実績がある。	契約書等の写	4	/ 4
	ない。		0	
類似契約の業務に従事したことがある者の人数	類似（注釈）契約の業務に従事経験がある者を2名以上雇用している。	従事者及び実績一覧	2	/ 2
	類似（注釈）契約の業務に従事経験がある者を1名雇用している。		1	
	類似（注釈）契約の業務に従事経験がある者がいない。		0	
従事者の類似契約の実績	過去10年間に国・地方公共団体発注契約において、類似（注釈）の実績がある。	契約書等の写 従事証明書	3	/ 3
	ない。		0	
従事者の保有する資格等	保育士資格を保有している。	資格者証の写	1	/ 1
	ない。		0	
入札参加停止措置の有無	過去2年度間に戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた。	-	- 2	/ - 2
契約履行における不正及び不誠実行為の有無	過去2年度間に戸田市発注契約において不正及び不誠実行為があった。	-	- 2	/ - 2

（注釈）保育行政に関する業務とし、コンサルティング業務や企画運營業務等

4 提案書及び参考見積書の提出方法等

- (1) 期間 選定結果の通知後から
令和6年5月23日 午後5時00分まで
- (2) 場所 戸田市 こども健やか部 保育幼稚園課 保育政策担当
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
- (3) 方法 郵送又は持参 所定の様式にて期間内必着

5 評価基準等

(1) 評価点の算出方法

提出された提案書のうちから契約について最適なものを特定するため、プロポーザル方式選定委員会において、以下に記載の提案書を評価するための基準(以下「評価基準」という。)に基づき提案書を審査し、評価点を算出します。算出後、評価点の最も高い提案書について、契約について最適な提案書として特定します。なお、提案書と同時に提出された選定において参考とする見積書(以下「参考見積書」という。)に記載の見積価格(以下「参考見積価格」という。)については、評価の対象には含まれませんが、参考見積価格が支出限度額の制限の範囲を超える場合は、当該提案書を無効とし、評価点の算出は行いません。

(2) 特定者の決定方法

契約について最適な提案書として決定された提案書の提出者を、特定者として決定します。

において、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、参考見積価格が最も低い者を特定者として決定します。また、参考見積価格についても同額のときは、くじにより決定します。

(3) 評価基準

提案書に記載された内容を添付資料及び各種データ等により確認して評価(採点)します。また、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容についても評価の対象となります。

提案の評価項目、評価基準、提出資料及び配点は次のとおりです。

ア 業務遂行体制・実績等(配点10点)

No.	評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
1	実施体制	適切な業務遂行のための人員配置、業務執行体制となっているか。	人員配置や業務執行体制が分かる書類	1～3	/3
2	提案者の類似契約の実績	過去5年間に国・地方公共団体発注契約において、類似(注釈)の実績が2件以上ある。	契約書等の写	2	/2
		過去5年間に国・地方公共団体発注契約において、類似(注釈)の実績が1件ある。		1	
		実績がない。		0	
3	管理者・担当者の適正、実績	過去に担当した業務実績から適切な業務遂行が可能と認められる。	管理者・担当者の業務実績等が分かる書類	1～2	/2
4	会議の進行担当者の調整力・対応能力	担当者の能力から適切な業務遂行が可能と認められる。	提案書及びヒアリング	1～3	/3

(注釈) 保育行政に関する業務とし、コンサルティング業務や企画運営業務等

イ 業務理解・計画等（配点6点）

No.	評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
5	本市特性の把握	本市の現状、特性や課題を把握し、効果的な提案が見込まれる。	提案書及びヒアリング	1～3	/3
6	業務理解	本業務の目的や想定される課題を理解したうえで、業務内容や提案内容等を適切に説明できる。	提案書及びヒアリング	1～3	/3

ウ 提案内容（配点40点）

No.	評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
7	業務の実施計画	実施計画は具体的で明確なものであり、実施可能な工程が見込まれる。	提案書及びヒアリング	1～5	/5
8	共同で協議するための創意工夫	市内保育関係者等が一体となり、具体的方策の協議と実施ができるような工夫がある。	提案書及びヒアリング	1～5	/5
9	プラットフォーム（協議の場）の立ち上げ支援の具体性	協議の場において、どのような構成員で協議していくか具体的に示されている。	提案書及びヒアリング	1～5	/5
		計画的及び実現性のある運営方法（日程・形式等）の提案が具体的に示されている。		1～5	/5
10	本市の特性等を活かした具体的方策の提案	保育政策や保育の質・魅力向上に関する現状・課題を把握しつつ、本市の特性等を活かした方策である。	提案書及びヒアリング	1～5	/5
11	具体的方策の提案における実効性	提案内容に優位な工夫が見られ実現性が高く、効果が大きいと期待できる。	提案書には「保育の質・魅力向上」の実施に向けた具体的方策（案）を提示 （A4判3枚以内）	1～5	/5
12	具体的方策の実施に向けた工夫	具体的方策の実施に向け、事業スキーム・事業組成に向けた支援等に工夫がある。		1～5	/5
13	協議主体の主体性・自律性	令和8年度以降も協議主体が主体的かつ自律的に保育の質・魅力向上等の取組を継続的に進めることができる体制や意識醸成が図れる工夫がある。	提案書及びヒアリング	1～5	/5

（4）最低基準

提案書の評価に当たっては、対象契約の履行に必要となる最低限の基準（以下「最低基準」という。）を次のとおり設定します。評価基準に基づく提案書の審査の結果、最低基準を満たさない提案書については、失格とします。また、すべての提案書が最低基準を満たさない場合は、「特定者なし」として選定を不成立とします。

最低基準 評価基準における評価点が 28 点以上である。

6 選定に関する事項

(1) ヒアリングの有無

実施する 日時等はヒアリング実施通知書により別途通知する。

(2) 評価内容の担保

提案書は、契約内容の一部とし、発注者の指示により実施しない提案内容を除き、提案書にある提案内容はすべて履行確認の対象となります。受注者の責により提出された提案書の内容を満たすことができなかつた場合は、再度履行又は補修するものとします。再度履行又は補修が困難あるいは合理的ではない場合は、違約金として不履行となつた評価項目の配点に応じた金額（配点1点を契約金額の1%に相当させた金額。）を支払うことを受注者に求めます。また、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

(3) 虚偽の記載

当該契約の締結前に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、その提案書等を提出した者は失格とします。契約締結後に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、違約金として契約金額の5%を支払うことを受注者に求めます。また、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

7 提出を求める提案書

提出する提案書の部数は10部（正本1部、副本9部）とし、提出書類は、A4サイズに揃え（折り込み可）、表紙（市所定の「提案書」）を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数（頁の例：1 / ~ / ）を表示し、上記5（3）評価基準のア・イ・ウのNO.ごとに右端にインデックスを付して提出してください。なお、表紙以外は任意の書式とし、提出する提案書のうち1部（正本）については、表紙に所在地、商号、代表者職氏名等の必要事項を記載し、代表者印を押印してください。正本のほか複数部提出する場合のその他の部数の表紙については、商号等の記載・押印をしないでください。提案書については、正本の表紙を除き提出者名及びそれを類推させる内容（ロゴマーク等）を記載しないでください。正本の表紙を除く提案書に記載された内容により提出者名が特定される場合は、当該提出者は失格となりますので、提案書の作成にあたっては十分に注意してください。

また、郵送で提出する場合は、発送後に所管課へ到着確認を行ってください。

8 提出を求める参考見積書

提出する参考見積書の部数は1部とし、所定の様式によるものとします。なお、参考見積書は封入封緘して提出することとし、封筒には「見積書在中」と明記し、宛先、件名、所在地、商号、代表者職氏名を記載の上、代表者印で封印してください。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の110分の100に相当する金額を参考見積書に記載してください。

また、郵送で提出する場合は、発送後に所管課へ到着確認を行ってください。

9 結果通知及び評価状況の情報提供

(1) 特定者の決定結果通知

特定者及び特定者とならなかつた者の決定結果については、決定後、速やかに特定者決定結果通知書により通知します。

(2) 評価状況の情報提供

特定者決定結果通知日の翌日から7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、提案書の提出者から自らが特定されなかつた理由に関する情報提供について文書による依頼があつた場合は、依頼のあつた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に当該提出者の評価状況を情報提供します。なお、提案書が失格、無効等になり、評価点の公表対象とならなかつた者には情報提供は行いません。

10 選定及び当該契約に関する質疑

- (1) 期間 令和6年4月16日 午前8時30分から
令和6年4月24日 午後5時00分まで
- (2) 所管課 戸田市 こども健やか部 保育幼稚園課 保育政策担当
- (3) 方法 任意の書式に件名、質疑の内容を簡潔にまとめ、電子メールで所管課まで送信
電話、ファクシミリ、口頭等による質問は受け付けない。期間内厳守
- (4) 回答 令和6年4月26日 午後5時までに所管課ホームページに掲載

11 無効又は失格の基準等

参考見積価格が支出限度額の制限の範囲を超えるときは、提案書を無効とします。
提案の実現性及び有効性の確認が出来ないときは、提案書を無効とします。
提出された提案書が不誠実（提案書のうち提案部分がすべて白紙又は「なし」等の記述のみの場合等）であるときは、提案書を無効とします。
提案書の内容が、発注者の定める最低基準を満たさないときは失格とします。
提出された提案書に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えません。ただし、ペナルティ項目については減点として計算します。

12 特定者の決定後の手続き

特定者の決定後、特定者の提出した提案書等の内容を踏まえ当該契約に係る仕様書を作成します。特定者は、仕様書に基づき見積書を作成し、提出することとなります。見積書提出等の契約に関する事項については、契約の相手方となる者に対して改めて通知します。なお、特定者の決定から契約の締結までの間に、特定者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、特定者としての決定を取り消します。

13 その他必要があると認める事項

提案書に記載された内容については、その後の他の契約において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。

提案書の作成及び提出に要する費用及びヒアリングを実施する場合に要する費用は、提案者の負担とします。

提出された提案書は、この選定以外に提出者に無断で使用しません。

提出された提案書は、返却しません。

提出後に提案書の修正は認めません。

提案書の提案内容に品質等に係る試験等を要するものがある場合で、その費用が発生するときの費用は、提案者の負担とします。

受付締切後に到着した提出書類は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもって持参又は発送してください。不備を指摘された場合の再提出についても、特別の事情がある場合を除き所定の受付期間と同様とします。また、提出期限を過ぎて提出のない場合は、選定を辞退したものとみなします。

14 契約を所管する課

戸田市 こども健やか部 保育幼稚園課 保育政策担当
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
TEL：048-441-1800（内線251）
URL(課のページ) <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/252/>
E-mail：hoikuen@city.toda.saitama.jp